

毎週火、金曜日発行（但休日当る時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

三十条の規定により告示する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇の一、九二〇の三
から九二〇の一二まで、九二〇の一八（以上一二筆に
づいて次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（

告示

鳥取県告示第六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

昭和二十六年法律第六百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集反応

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

第一実施期日

二月二十一日 二十四日 日吉津村 日吉津検診場

二月二十四日 二十七日 嵐津、彦名 嵐津、彦名 福生

二月二十五日 二十八日 米子市旧市内 観音寺、加茂 福生

二月二十六日 二十九日 三月六日 鹿野町 勝谷

二月九日 三月七日 青谷町 勝谷

二月十四日 三月十二日 鹿野町 勝谷

二月十一日 三月十四日 青谷町 勝谷

二月十三日 三月二十六日 鹿野町 勝谷

二月十日 三月十三日 青谷町 勝谷

二月十一日 三月十四日 鹿野町 勝谷

二月十二日 三月十五日 青谷町 勝谷

二月十三日 三月十六日 鹿野町 勝谷

二月十四日 三月十七日 青谷町 勝谷

二月十五日 三月十八日 鹿野町 勝谷

二月十六日 三月十九日 青谷町 勝谷

二月十七日 三月二十日 鹿野町 勝谷

二月十八日 三月二十一日 青谷町 勝谷

二月十九日 三月二十二日 鹿野町 勝谷

二月二十日 三月二十三日 青谷町 勝谷

二月二十一日 三月二十四日 鹿野町 勝谷

二月二十二日 三月二十五日 青谷町 勝谷

二月二十四日 三月二十六日 鹿野町 勝谷

二月二十五日 三月二十七日 青谷町 勝谷

二月二十六日 三月二十八日 鹿野町 勝谷

二月二十七日 三月二十九日 青谷町 勝谷

二月二十八日 三月三十日 鹿野町 勝谷

二月二十九日 四月一日 青谷町 勝谷

三月二日 三月三日 鹿野町 勝谷

三月三日 三月四日 高麗 高麗

三月四日 三月五日 鹿野 鹿野

実施期日	実施区域	実施場所
二月二十四日	鹿野町	小鶴河
二月二十五日	氣高町	浜村
二月二十一日	大山町	所子
二月二十四日	大山町	赤松診療場
二月三十一日	大山町	明間、種原
二月二十二日	佐摩	別所
二月二十五日	佐摩	佐摩
二月二十六日	佐摩	佐摩、坊領
二月二十七日	佐摩	鈴戸、所子
二月二十八日	佐摩	所子、高麗
二月二十九日	鹿野	高麗
三月二日	鹿野	高麗
三月三日	鹿野	高麗
三月四日	鹿野	高麗
三月五日	鹿野	鹿野

00591

5 昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報 第3505号 (第3種郵便物可)

米子市博労町四丁目四五番地
八道祖利雄

五四四五番地地のののの六九七部
五四四五番地地のののの六九七部

幅員 四メートル
延長 八四・一メートル

米子市河崎一、〇五一番地
口吉一太郎

米子市河崎字悪水西惣八道下
米子市夜見町二、三六六番地
吉岡勝次郎

幅員 四メートル
延長 一六五・二メートル

申請人の住所氏名

鳥取県知事 石破二朗

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

年二月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
昭和三十九年二月十八日

00590 (第3種郵便物可) 4
昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報 第3505号

鳥取県告示第六十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十九年二月十八日

氏名	住所	登録の記号番号	登録年月日
井本 章夫	岩美郡岩美町大字浦富	鳥医一、〇二六	昭和三十九年一月二十四日
乾 敏彦	鳥取市立川町四丁目	鳥葉一四九	一月三十一日
谷岡 京子	吉方一区	一五〇	二月一日
安東 吾郎	八頭郡智頭町大字智頭	鳥医一、〇二七	

鳥取県告示第六十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九

十一日
十二日

加茂
成実
尚徳

十三日
十六日

巖
五千石、尚徳

